

大阪市更生療育センター 福祉型児童発達支援センター

「指定障がい児相談支援」重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方（利用児及びその保護者）以下「利用児等」という。）に対して、社会福祉法第 76 条及び「児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援の事業の定員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）」第 5 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

* 指定計画支援等の利用は、原則として障がい児相談支援給付費の支給決定を受けた利用児が対象となります。

1 指定障がい児相談支援を提供する事業者

| | |
|---------|--|
| 事業者名称 | 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 |
| 代表者氏名 | 理事長 石田 易司 |
| 所在地 | 大阪市天王寺区東高津町 12—10 電話 06—6767—9981 FAX06—6767—9982 |
| 法人設立年月日 | 昭和 52 年 7 月 25 日 |

2 指定障がい児相談支援を担当する事業所

(1) 事業所の所在地等

| | |
|---------------------|---|
| 事業所名称 | 大阪市更生療育センター 福祉型児童発達支援センター |
| 事業の種類 | * 指定障がい児相談支援事業所 |
| 主たる対象者 | 障がい児 |
| 事業所の所在地 | 大阪市平野区喜連西 6—2—5 5 |
| 連絡先 | 電話 06-6797-6681 FAX 06-6702-4492 |
| 相談担当者名 | 早川 春美（相談支援専門員） |
| 指定年月日 | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| 指定事業所番号 | 大阪市指定障害児 第 2775800028 号 平成 24 年 4 月 1 日 |
| 通常事業の実施地域 | 大阪市全域 |
| 事業所が行う他の指定障がい福祉サービス | 児童発達支援センター 保育所等訪問支援 |

(2) 事業の目的および運営方針

| | |
|---------------|--|
| 事業の目的 運営方針 | <p>1. 事業所は、利用児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。</p> <p>2. 指定障がい児相談支援事業等の運営に当たっては、市町村、指定障がい児通所支援事業所等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。</p> |
|---------------|--|

| | |
|--|--|
| | <p>3. 指定障がい児相談支援事業等の実施に当たっては、利用児の意思及び人格を尊重し、常に利用児の立場に立って、児童福祉法に基づくサービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。</p> <p>4. 前三項のほか、関係法令等を遵守し事業を実施するものとする。</p> |
|--|--|

(3) 事業所の営業日時

| |
|---|
| <p>月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで (ただし、12月29日から1月3日までと国民の祝日を除く)</p> |
|---|

(4) 実施状況(令和3年度2月現在) 令和4年2月の状況

| | |
|----------------------------|---------------------|
| 利用者の居住区 | 平野区・東住吉区・住吉区・他 大阪市内 |
| 障がい児相談利用援助 継続障がい児支援利用件数 | 136件(うち新規利用児童1件) |

(5) 職員の体制及び職務内容 * 職員の配置は指定基準を遵守しています

| | |
|-------|-------|
| 管理者氏名 | 小椋 敏壽 |
|-------|-------|

| 職種 | 職務内容 | 人員 |
|---------|---|----------------------|
| 管理者 | <p>1. 従業者及び業務の管理、利用申込みに係る調整を一元的に行います。</p> <p>2. 従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。</p> | 常勤 1名 |
| 相談支援専門員 | <p>【指定障がい児支援利用援助】 支給決定又は支給決定変更前に、相談支援専門員は、利用児等と面談を行い、利用児の希望や状況等を把握し、障がい児支援利用計画案を作成します。支給決定または変更後に、指定障がい児通所支援事業者等との連絡調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。</p> <p>【指定継続障がい児支援利用援助】 市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、利用児等と、指定障がい児通所支援事業所等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、指定障がい児通所支援事業所等との連絡調整や支給決定等に関わる申請の勧奨を行います。</p> <p>【相談従事年数及び資格等】 従事年数1年目(相談支援専門員/保育士資格等)</p> | 常勤 1名 兼務 2名 |

3 提供する指定障がい児相談支援の内容

(1) 指定障がい児支援利用援助

利用児等との面談やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。

【障がい児支援利用計画作成の手順】

| | | |
|---|--------------|---|
| 1 | サービス内容等の情報提供 | 障がい児支援利用計画の作成の開始にあたっては、利用児等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい児通所支援事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。 |
| 2 | アセスメント | 利用児の居宅を訪問し、利用児等との面接を行い利用児の心身の状 |

| | | |
|---|-------------------|--|
| | | 況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用児の希望する生活や利用児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。 |
| 3 | 障がい児支援利用計画案の作成 | 把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用児等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービスの種類等を記載した障がい児支援利用計画案を作成します。 |
| 4 | 障がい児支援利用計画案の説明・交付 | 障がい児支援利用計画の内容について、利用児等に対して説明し文書により同意を得ます。また、障がい児支援利用計画案を利用児等に交付します。 |
| 5 | サービス担当者会議の開催 | 通所給付費決定が行われた後に、通所給付費決定を踏まえて障がい児支援事業者との調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、障がい児支援利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。 |
| 6 | 利用者等への説明 | サービス担当者会議を踏まえた障がい児支援利用計画案の内容について、利用児等に対して説明し、文書により同意を得ます。 |
| 7 | 障がい児支援利用計画の交付 | 完成した障がい児支援利用計画を利用児等と福祉サービス担当者に交付します。 |

(2) 指定継続障がい児支援利用援助

| | |
|---------------------------------|--|
| モニタリング | 利用児等や福祉サービス事業者等と継続的に連絡を取り障がい児支援利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用児等との面談を行い必要に応じて障がい児支援利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな通所給付費決定に関わる申請の奨励を行います。 |
| 障がい児支援利用計画の変更 | 障がい児支援利用計画を変更する際は、利用児の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を行います。 |
| 入所施設等への紹介又は地域生活への意向に関する情報提供等の援助 | 利用児が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は、利用児等が指定障がい児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、施設等への紹介を行います。また、指定障がい児入所施設等からの退所又は退院しようとする利用児等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、必要な情報提供や助言等の援助を行います。 |

4 指定障がい児相談支援の利用負担額

| | |
|------------|--|
| 指定障がい児相談支援 | 保護者の負担額は発生しません。 |
| 交通費 | 通常の事業の実施地域以外の居宅等を訪問して指定障がい児相談支援を提供する場合は、公共交通機関を利用した実費交通費を頂きます。 |

5 交通費のお支払い方法

| |
|--|
| 交通費は、相談支援を利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。相談支援の記録と内容を照合のうえ請求月の末日までに現金でお支払い下さい。お支払いの確認ができましたら領収書をお渡ししますので保管をお願いします。 |
|--|

6 指定障がい児相談支援の提供にあたっての留意事項

指定障がい児相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定障がい児相談支援の対象者であること、継続障がい児支援利用援助のモニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給内容などに変更があった場合は、すみやかに事業者にお知らせ下さい。

7 虐待の防止

事業者は、利用児の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努め下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者

| | |
|-------------|--|
| 虐待防止に関する責任者 | 小椋 敏壽（管理者） |
| 受付担当者 | 政木 美氣子（療育部門 主任） |
| 連絡先・受付時間 | 電話 06-6797-6681 月～金（休日等を除く）午前 10 時～16 時 |

② 成年後見制度の利用を支援します。③ 苦情解決体制を整備しています。④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。⑤ 虐待防止委員会を設置しています。

8 秘密の保持と個人情報の保護

| | |
|------------------|--|
| 障がい児及びその家族の秘密の保持 | <ul style="list-style-type: none"> * 事業者は、利用児等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 * 指定障がい児相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という）は、業務上で知り得た利用児等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、指定障がい児相談支援の契約が終了した後においても継続します。 * 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用児等の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者等との雇用契約の内容とします。 |
|------------------|--|

| | |
|---------|--|
| 個人情報の保護 | <ul style="list-style-type: none"> * 事業者は、利用児等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用児等の個人情報を提供しません。 * 事業者は、利用児等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 * 事業者が管理する情報は、利用児等の求めに応じその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご負担いただきます。） |
|---------|--|

9 緊急時の対応

- (1) 相談支援の提供中に、利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用児の家族が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 上記以外の緊急時において、利用児に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、下記対応可能時間内には、利用児の状態に応じて必要な対応を行います。
連絡先：電話 06-6797-6681（対応可能時間：午前9時～午後5時30分）

10 事故発生時の対応（損害賠償保険の加入）

利用児に対する指定障がい児相談等の提供により、事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用児の家族等に連絡を行い必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

（事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています）

| | |
|-------|----------------|
| 保険会社名 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| 保険名 | 総合賠償責任保険 |

11 身分証の携行

指定障がい児相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用児等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 サービス実施の記録について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令（「社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会個人情報保護規定」を含む。）に基づいて、利用児の記録や情報を適切に管理し利用児等の求めに応じてその内容を開示します。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- 1：障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画
- 2：アセスメントの記録
- 3：サービス担当者会議等の記録
- 4：モニタリング結果の記録
- 5：利用児に関する市町村への通知に係る記録
- 6：利用児等からの苦情の内容等の記録
- 7：事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

これらの記録は、指定障がい児相談支援提供日から5年間保管し、利用児等は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等に関わる費用は実費負担をいただきます）

13 苦情等の受付（契約書第15条参照）

苦情や相談があった場合には、苦情内容を的確に整理します。また、申出人のご意向（苦情解決の方法）をお聞きし、苦情解決責任者とともに事実を確認しつつ申出人との話

し合いにより解決を図ります。苦情受付担当者は、経緯を記録し、苦情解決責任者は、解決・改善について申出人に報告します。なお、当事業所への苦情は、第三者に相談することもできます。

14 第三者評価

| 実施状況 有・ <input checked="" type="checkbox"/> | |
|---|---|
| 苦情解決責任者 | 小椋 敏壽（管理者） |
| 苦情受付担当者 | 政木 美氣子（療育部門 主任） 受付事業所：大阪市更生療育センター 電話番号：06-6797-6681 FAX 番号 06-6702-4492 受付時間 午前9時～17時30分 月～金（休日等を除く） |
| 第三者委員 月～金 （土日等を除く） | （所 属）当協会評議員 （氏 名）西原 成幸 （連絡先）大阪市障害者福祉・スポーツ協会 電話 06-6767-9981（午前9時～午後17時30分） |
| | （所 属）大阪手をつなぐ育成会 （氏 名）長谷川 美智代 （連絡先）大阪市立社会福祉センター内 電話 06-6765-5621（午前9時～午後17時45分） |
| 大阪府 社会福祉協議会 （運営適正委員会） | ・所在地 大阪市中央区谷町7-4-15 （大阪府社会福祉会館2階） ・連絡先 電話 06-6191-3130 FAX06-6191-5660 ・受付時間 月～金（休日等を除く） 午前10時～午後4時 |

| 各区保健福祉センター 受付時間：午前9時～17時30分 月～金（休日等を除く） | | |
|---|-------------------|-------------------|
| 平野区 06-4302-9857 | 生野区 06-6715-9857 | 天王寺区 06-6774-9857 |
| 東住吉区 06-4399-9857 | 東成区 06-6977-9857 | 大正区 06-4394-9857 |
| 住吉区 06-6694-9857 | 東淀川区 06-4809-9857 | 港区 06-6576-9857 |
| 住之江区 06-6682-9857 | 淀川区 06-6308-9857 | 西区 06-6538-7319 |
| 阿倍野区 06-6622-9857 | 西淀川区 06-6478-9918 | 中央区 06-6267-9857 |
| 西成区 06-6659-9468 | 浪速区 06-6647-9859 | 此花区 06-6466-9857 |
| 福島区 06-6464-9857 | 都島区 06-6882-9857 | 北区 06-6313-9857 |
| 旭区 06-6957-9857 | 城東区 06-6930-9857 | 鶴見区 06-6915-9857 |

1 4 指定障がい児相談支援の開始年月日

| | | | |
|-------|---|---|---|
| 開始年月日 | 年 | 月 | 日 |
|-------|---|---|---|

1 5 重要事項説明の年月日

| | | | |
|-----------------|---|---|---|
| この重要事項説明書の説明年月日 | 年 | 月 | 日 |
|-----------------|---|---|---|

上記内容について、「児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）」第 5 条の規定に基づき、保護者に説明を行いました。

| | | |
|-----|-------|---------------------------|
| 事業者 | 所在地 | 大阪市天王寺区東高津町 12—10 |
| | 法人名 | 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 |
| | 代表者名 | 理事長 石田 易司 |
| | 事業所名 | 大阪市更生療育センター 福祉型児童発達支援センター |
| | 説明者氏名 | 相談支援専門員 早川 春美 印 |

上記内容説明を事業者から確かに受けました。

| | |
|-----|------------------------|
| 保護者 | 氏名 _____ 印 住所 _____ |
| 児童 | 氏名 _____ 住所 _____ |
| 代理人 | 氏名 _____ 印 住所 _____ |
| 同席者 | 氏名 _____ 印 住所 _____ |